

<参考様式1>

意見提出手続

平成27年12月14日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人
(土木部公園みどり課)

「第2次旭川市緑の基本計画(案)」に対する意見等の募集について

「第2次旭川市緑の基本計画(案)」は、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める計画です。現計画が平成27年度に目標年次を迎えることから、社会動向の変化や旭川市の現状と課題を整理し、旭川市緑の基本計画検討懇談会及び旭川市緑の審議会にて検討を重ね、平成28年度からの新たな計画案を取りまとめました。

つきましては、「第2次旭川市緑の基本計画(案)」に対する意見提出手続(パブリックコメント)を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成27年12月14日(月)から平成28年1月19日(火)まで

2 意見募集のテーマ

「第2次旭川市緑の基本計画(案)」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問い合わせ先

〒070-8525

旭川市6条通10丁目 第3庁舎2階

旭川市 土木部 公園みどり課 管理緑化係

電話:(0166)25-9705 FAX:(0166)24-7010

電子メール:kouenmidori@city.asahikawa.hokkaido.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。

- (1) 郵送または持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函にあたっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうねホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～ 「意見書」をご覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～ 「第2次旭川市緑の基本計画（案）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、公園みどり課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館で配布する予定です。また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）

